

KINZAI ファイナンシャル・プラン

Financial Plan

監修  ファイナンシャル・プランニング技能士センター

[特集]

不況を言い訳にしない 倒産事例と 粉飾決算書から学ぶ 企業分析入門

December 2009
No.298

12

新連載

現代不動産事情

解説

迫りくる国際会計基準の導入

～中小企業の決算書と金融機関の与信判断を
取り巻く環境はどう変わるのか

解説

迫りくる国際会計基準の導入 ～中小企業の決算書と金融機関の与信判断 を取り巻く環境はどう変わるのか

株式会社東京国際会計代表取締役／株式会社PAS 代表取締役／
公認会計士 相葉 喜子

2009年6月30日、金融庁企業会計審議会は国際会計基準を適用するためのロードマップ（工程表）である「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表し、日本は国際会計基準の導入に向け大きな第1歩を踏み出しました。

最近、この「国際会計基準」という言葉が、新聞の見出しや雑誌の記事などメディアに頻繁に登場するようになったことについて、疑問に感じている読者の方も多いでしょう。

そこで本稿では、日本においても国際会計基準の導入が検討されることになった経緯や現在の状況、日本の会計基準と国際会計基準の違い、国際会計基準の導入によって中小企業や、金融機関の与信判断にどのような影響を与えるのか解説していきます。

I 国際会計基準について

1. 国際会計基準とは

国際会計基準は、正式には国際財務報告基準（IFRS；International Financial Reporting Standards、通称＝イファース、アイファースなど）と呼ばれ、世界的に承認され遵守されることを目的に、イギリス・ロンドンに本部を置く国際会計基準審議会（IASB；International Accounting Standards Board）によって設定される会計基準の総称です。

IFRSは、欧州連合（EU）が2005年から域内上場企業約7000社に対して会計基準として適用を義務付けた^{*1}ことをきっかけに、世界中でIFRS導入の動きが広がっており、EU諸国だけでなくオーストラリアや、2011年度から適用が義務付けられることが決まっているカナダ、韓国、インドなどを含めると既に100カ国以上が

自国の会計基準としています。

2. 会計基準の「コンバージェンス」（収れん）と「アドプション」（適用）

日本の会計基準（以下、日本基準）とIFRSとの間には、「コンバージェンス」と「アドプション」という2つの流れがあります。「コンバージェンス」は日本基準をIFRSとの間に差異がないよう近づけるもので、「アドプション」は日本基準としてIFRSを適用するものです。

（1）コンバージェンス（収れん）

EUでIFRS適用が義務付けられた際には、域内企業だけでなく、EU市場で資金調達を行う外国企業にもIFRSと同等と認められた会計基準の適用を義務付けました。もし、日本基準がIFRSと同等と認められなければ、日本企業はEU市場から撤退しなければならない状況となったのです。

2005年7月、EUの指示を受けた欧州証券規

※1 ただし、連結財務諸表を対象。個別財務諸表、非上場企業への適用はEU加盟国で異なります。

制当局委員会（CESR）は、調査の結果、全体として日本基準をIFRSと同等と評価しました。しかし、両基準の間に26項目^{※2}の重要な差異があることを指摘し、その解消を求めたため、日本は日本基準がIFRSと同等であるとの評価を得るべく努力することになりました。そして2007年8月、日本基準を設定する機関である企業会計基準委員会（ASBJ）とIASBにより、日本基準とIFRSとのコンバージェンスの取り組みに係るいわゆる「東京合意」が公表されました。

「東京合意」の内容は、①日本基準におけるIFRSとの重要な差異（26項目）については原則2008年度中に解消すること、②重要な差異以外の差異については2011年6月末までに解消すること、③IASBが検討中の会計基準のうち2011年6月末以降に適用される会計基準については、その新基準適用開始日までに日本基準を改訂する、というものです。日本は、この「東京合意」を踏まえたプロジェクト計画表に沿ってコンバージェンスを進め、2008年12月、EUは日本の会計基準をIFRSと同等であると最終決定しました。これは、日本のコンバージェンスに向けた作業の進捗状況及び今後の計画を、EUが全体的に評価したもので、「東京合意」の中でなされた2011年に向けたコンバージェンスのコミット（約束）を踏まえた判断でした。

遡って2002年10月には、IASBと米国の会計基準（米国基準）設定機関である米国財務基準審議会（FASB）との「ノーワーク合意」があり、以降、IFRSと米国の会計基準とのコンバージェンスも急速に進められています。つまり、IFRS自体も2011年6月までの行動計画に従って改訂作業が続いており、今後、大きく変更されていきます。従って、東京合意における上記③のコミットにより、2011年6月以降も日

本基準の改正は続いていくということになります。

（2）アドプション（適用）

2007年12月、米国は国外企業に対し、2007年11月15日以降に終了する会計年度からIFRSに基づき作成した財務諸表を、米国基準との差異調整表の作成を要求しないで受け入れることを決定しました。更に、2008年11月、証券取引委員会（SEC；Securities and Exchange Commission）は、米国の上場企業に対してIFRSを任意適用・強制適用するためのロードマップを公表しました。ここでは、一定の要件を満たす企業は、2010年以降提出される財務報告についてIFRSを容認するとともに、2014年から財務報告を提出する全企業に対してIFRSを段階的に強制適用するかどうかを2011年までに決定する案を提示しました。国際的な金融市場で重要な位置を占める米国基準がIFRSに移行した場合、世界の大半でIFRSが適用されることとなります。

米国の動きは、日本に大きな影響を与えました。2009年6月、金融庁企業会計審議会によりアドプションに関する中間報告が公表され、①2010年3月期からIFRSの任意適用が可能となること、②2012年頃にIFRSを強制適用するかどうかを判断すること、③2012年に強制適用が決定された場合には2015年から2016年頃に強制適用が開始される見込みであることが明らかになりました。

以上、「コンバージェンス」と「アドプション」の関係のイメージは、〔図表1〕のようになります。

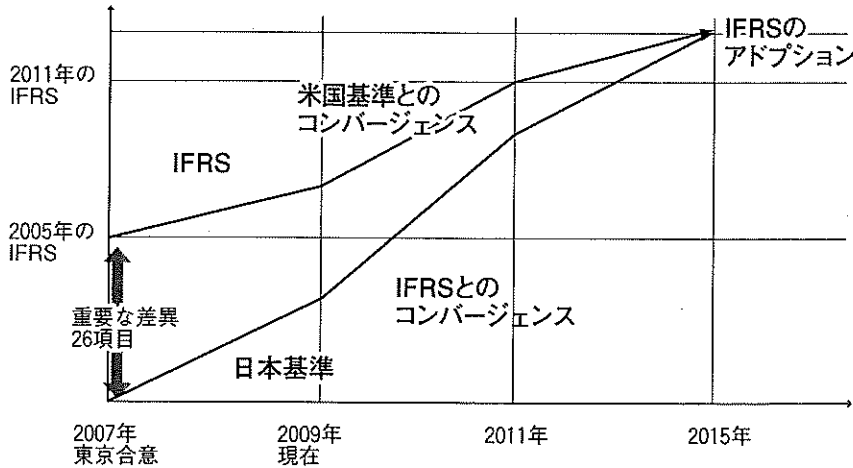
Ⅱ 中小企業への影響

1. IFRS適用の影響

前項では、日本において2012年頃にIFRSを

※2 同時期に同等性の評価の対象であった米国及びカナダの会計基準についても、CESRは、全体としてIFRSと同等と評価しつつ、米国の場合は19項目、カナダの場合は14項目の差異を指摘しています。

〔図表1〕日本基準とIFRSとの関係（イメージ）



強制適用するかどうかの決定がなされると述べました。では、IFRSが適用された場合、中小企業にはどのような影響があるのでしょうか。まずは、中小企業を会計という切り口で分類してみましょう〔図表2〕。

中小企業の大半は⑤の区分に属し、公認会計士や監査法人による監査を受けておらず、法人税法に定める方法に従って会計処理を行っています。

企業会計審議会の中間報告において、IFRSの強制適用対象として適当であると言及されているのは①の上場会社、しかも連結財務諸表のみです。非上場会社にIFRSの任意適用を認めるかどうかについては改めて検討するとしてい

ます。また、個別財務諸表にIFRSの任意適用を認める必要性は高くなく、また、会社法や法人税法との関係もあるため、これらとの検討・調整が必要であるとしています。

この点、日本商工会議所は、2009年10月8日に公表した「平成22年度税制改正に関する要望」の中で、中小企業・非上場企業の「会計の国際化からの影響回避」を強く要望してい

ます。すなわち、中小企業・非上場企業は海外からの資金調達必要性に乏しく、利害関係者が限定的であることなどから、コンバージェンスの名の下に非上場企業にまで「会計の国際化」の影響を及ぼすことに問題があるとしています。そのため、いずれ個別財務諸表にもIFRSを導入するという考え方ではなく、EU諸国と同様に、会計基準を「連結財務諸表」と「個別財務諸表」とに分離し、個別財務諸表に関しては日本独自のこれまでの商慣行による実態を重視すべきとの考え方を示しています。

従って、たとえ日本がIFRSを強制適用することを決めたとしても、当面の間、中小企業の

〔図表2〕中小企業の種類

| | 会社の種類 | 会計監査 | 会計基準 |
|---|-----------------------|---------------|--|
| ① | 上場会社 | 金融商品取引法に基づく監査 | 通常の会計基準 |
| ② | 上場会社の子会社・関連会社 | | |
| ③ | 上記以外で金融商品取引法の適用を受ける会社 | | |
| ④ | 会計監査人設置会社※ | 会社法に基づく監査 | |
| ⑤ | 上記以外の中小企業 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業の会計に関する指針」によることを推奨 ・通常の会計基準によることも可 ・実態は法人税法で定める処理が多い |

※会計監査人設置が強制されるのは大会社ですが、ここでは中小企業の中で任意で会計監査人を設置する会社を想定しています。

出所：「中小企業の会計に関する指針（平成21年版）」（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）を参照して筆者作成

大半は直接の影響はないといえます。

なお、遠い将来、中小企業にIFRSが適用される可能性はゼロではありませんが、仮にIFRSが中小企業にも適用されることとなった場合は、IFRSでは中小企業向けの会計基準（中小企業版IFRS）が開発されており、必ずしも完全版IFRSの適用が義務付けられるとは限りません。中小企業版IFRSは、2009年7月にIASBより公表されましたが、完全版IFRSよりも認識と測定に関する会計処理は簡素化され、また要求される開示の数も大幅に削減され、更に会計基準の改訂も3年に1回に限定されています。完全版IFRSと比較しても、中小企業のIFRS導入の負担はかなり軽減されると考えられます。

以上は一般的な中小企業に対する影響ですが、②の上場会社の子会社・関連会社は少し事情が異なります。②の会社は、親会社の連結財務諸表がIFRSを適用するため、IFRSに基づく連結財務諸表作成に必要なデータを親会社に提供しなければなりません。具体的にどのような影響を受けるかは、業種や各企業の置かれている状況により異なりますが、一例を挙げると、IFRSと日本基準では、売上計上基準^{※3}に差があります。親会社の連結財務諸表で売上計上基準を見直す必要が生じれば、親会社と同様の売上計上基準を採用している子会社や関連会社は、親会社と同じ対応が必要です。この場合、業務フローの変更やシステム対応などが必要となるかもしれません。また、現在は非上場でも今後上場を予定している会社であれば、当然IFRS対応も視野に入れながら上場準備を進めていく必要がでてきます。

また、上場会社の子会社や関連会社に該当し

なくても、上場会社との取引のボリュームが大きい中小企業であれば、取引先のIFRS対応の過程で、契約条項の見直しなどビジネス上の対応を迫られるなどの影響が生じる可能性があります。

IFRSの強制適用は、最短で2015年から開始となる可能性があります。その場合、IFRSでは2期分の財務諸表を開示することとなっていますので、2014年の期首貸借対照表、すなわち2013年の期末からIFRSに基づいた決算を反映させなくてはなりません。IFRSは2010年3月期から任意適用の余地があり、この場合はより早期の対応が必要となります。②の区分に該当する会社や①の上場会社との取引がある会社に所属する読者の方は、親会社や取引先等とのコミュニケーションを密にして、自社にはどのような影響があるのか、早めに情報収集することが望まれます。

2. コンバージェンスの影響

前述のとおり、「東京合意」によって、日本基準におけるIFRSとの重要な差異については、おおむね2008年12月までに会計基準の改訂は終わっています。しかし、今後も「東京合意」に基づき2011年6月までに日本基準の改訂は進められ、更にIFRSの改訂に従って日本基準も見直しが継続されることとなります。

今後、日本基準の改訂が予定されている項目のうち、東京合意で「重要な差異以外の差異」として解消をコミットした項目としては、企業結合、財務諸表の表示、無形資産、過年度遡及修正があります。現行の日本基準とIFRSとの相違及びスケジュールは【図表3】のとおりです。

この他、IFRSと米国会計基準とのコンバー

※3 日本では製品などの出荷時点で売上を計上するという出荷基準が広く採用されていますが、現行のIFRSはリスクと経済価値の移転等に基づく収益認識のモデルを採用しており、出荷時点では売上計上が認められないケースが多いと考えられます。なお、IFRSはFASBと共同で収益認識モデルの見直しを行っており、顧客との契約から生じる権利と義務の正味にポジションの変動に焦点を当てたモデルを提案しており、2011年6月までの会計基準の完成を目指しています。

〔図表3〕 今後解消される予定の日本基準とIFRSとの「重要な差異以外の差異」

| 項目 | 日本基準 | IFRS | スケジュール |
|---------|---|--|--|
| 企業結合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんは規則的償却（20年以内） ・ 少数株主との取引から損益発生（例えば、子会社株式の外部売却時に売却損益が生じる） | <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんは非償却で、その価値が失われたと判断された時にのみ減損償却する ・ 支配を継続している限り、少数株主との取引は資本取引と考え、子会社株式を外部売却しても売却損益は発生しない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年10～12月最終基準 |
| 財務諸表の表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括利益（純利益に、資本取引を除いた純資産増減額を加えたもので、貸借対照表を重視した概念）の表示を定めていない ・ 非継続事業（一時的または将来撤退を決めた事業）の損益の区分表示を定めていない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括利益表示 ・ 非継続事業の損益を継続事業から分けて区分表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年1～3月最終基準 |
| 無形資産 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発費は費用計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の開発に要した支出は一定の要件を満たす場合、資産計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年10～12月最終基準 |
| 過年度遡及修正 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は会計方針の変更、過去の誤謬を過去の財務諸表に遡って修正しない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針の変更、過去の誤謬の場合、財務諸表の過年度遡及修正 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年10月～12月最終基準 ・ 2011年4月以降IFRSと同様に財務諸表の過年度遡及修正（2009年4月公表の公開草案による） |

出所：ASBJのプロジェクト計画表及び各項目の論点整理・公開草案より筆者が要約して作成

ジェンスに伴い、IASBとFASBの検討結果を踏まえて日本基準も見直しが予定されている項目があります。この項目は、IFRS自体がまだ論点整理や公開草案の公表の段階であるためであり、今後改訂^{*4}が予定されています。

中小企業でも、通常の会計基準に従った会計処理を行っているのであれば、このコンバージェンスによる日本基準の改訂の影響を受けることとなります。ただし、前述のとおり中小企業は、⑤に区分される会計監査を受けていない会社で、法人税法に基づく会計処理によっている会社が圧倒的に多いため、コンバージェンスによる日本基準の改訂の影響を直接受ける会社はそれほど多くないと考えられます。

なお、⑤の会社のうち一部の会社が会計基準として適用している「中小企業の会計に関する

実務指針」が、日本基準の改訂により一部変更となる可能性があります。もっとも、この指針は会計情報の利用者が限られる中小企業のコスト・ベネフィット（費用対効果）の観点から作成されたものですから、中小企業の負担を大きく増加させるような大幅な変更はないのではと考えられます。

Ⅲ 金融機関の与信判断に与える影響

金融機関には上場企業が多いため、IFRSの適用はその決算に直接影響を与えます。特に影響が大きいのは貸付金を含む金融商品の会計基準です。このうち、貸付金に関する会計基準におけるIFRSと日本基準の違いは、IFRS適用に際して金融機関の与信行動にも影響を与える可能性があります。

*4 具体的なプロジェクト項目・スケジュールはASBJプロジェクト計画表を参照
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20090902.pdf

1. 貸付金と受取利息

では、両者の貸付金に関する会計基準の違いは何でしょうか。まず、通常の融資の場合、日本基準では貸付金は当初の貸付額で計上され、約定利率に基づいた受取利息が計上されます。

一方、IFRSでは、貸付金は将来キャッシュ・フローを実効金利により割引計算をして算定した償却原価により計上します。ここでは将来キャッシュ・フローの見積もりには将来の信用損失は考慮されませんが、それ以外の要素は考慮されます。つまり、期限前償還のリスクや取引コスト等は実効金利に織り込まれ、返済期間にわたって受取利息を通じて損益計上されていくこととなります。この点は、取引コストは通常コストが発生した期に一度に計上され、期限前償還も実行されるまでは損益には影響しない日本基準と対照的です。

2. 信用損失（貸倒引当金）

次に、信用損失に関する会計基準に差があります。日本の金融機関は、信用格付け及び自己査定により、与信先（債務者区分）を信用リスクに応じて、その低い方から順に「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つに区分し、更に、「要注意先」は、通常の「要注意先」と、不良債権に含まれる要管理債権を有する「要管理先」とに区分します。

「正常先」及び「要注意先」に対する貸付金については、信用格付けの区分ごとまたは債務者区分ごとに過去の倒産確率や貸倒実績率に基づき算定した予想損失額を一般貸倒引当金として計上します。「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」に対する与信に対しては、個別債権ごとに回収不能と認められる額を見積もり個別貸倒引当金として計上するか、あるいは貸付金を償却します。この場合も回収不能額の算定に当たっては、回収の危険性等に応じて債権を危険度の低い方から「非分類」「Ⅱ分類」「Ⅲ分類」及び「Ⅳ分類」の4つに区分したうえで、損失の

〔図表4〕 損失事象の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・債務者の重要な財務的困難・元本または利息の支払不履行または遅延等・債務者の財政的困難に関連した経済的または法的理由による通常考慮されないような譲歩・倒産または組織再編の高い可能性 |
|---|
- など

発生の可能性は高いが損失額について合理的な推計が困難である「Ⅲ分類」に区分された債権については、過去の倒産確率や貸倒実績率が使われます。

なお、「要管理先」と「破綻懸念先」の引き当て方法には、前述した過去の実績率による方法の他にディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）の選択肢があります。DCF法は将来のキャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額について貸倒引当金を設定する方法です。「金融検査マニュアル」において、与信額100億円以上の大口債務者に対してはDCF法の採用が望ましいとされています。

しかし、中小企業与信に対しては、①将来キャッシュ・フローの予測額が大きく変動する、②精緻な経営改善計画を策定するのが困難な場合が多い、③そもそも手間とコストがかかる、という理由からDCF法は適用されていません。ですから、少なくとも中小企業に関しては、貸倒引当金は過去の実績率を重視して決定されているといえます。

一方、現行のIFRSでは、損失事象が発生した場合に貸付金の減損を認識し、貸倒引当金を計上するか償却することとなります。個々の企業における損失事象の例示は〔図表4〕のとおりであり、日本の債務者区分ではおおむね「要管理先」以下の与信先にあてはまる事象であると考えられます。なお、個々の企業に損失事象が見受けられなくても、業界グループなどで不利なキャッシュ・フローを導く事象が認識された場合には引き当ての対象となります。

このような事象が発生した場合には、与信先からの将来キャッシュ・フローを見積もり、当初の金利で割り引いた金額と帳簿価額との差額を減損として認識します。すなわち、IFRSが適用された場合は、大口債務者に限らず、中小企業向け与信に対しても、原則としてDCF法により貸倒引当金を計上することになるのです。

3. 金融機関の与信行動への影響

IFRSの適用によって、金融機関は与信先の将来キャッシュ・フローに強い関心を持つことになると考えられます。なぜなら、貸し付け実行時や損失事象の発生時には、与信先からの将来キャッシュ・フローによって会計処理が決定されるからです。

特に、損失事象の発生時には、将来キャッシュ・フローの見積もりが貸倒引当金の水準を決めることになり、場合によっては金融機関の決算に大きな影響を与え得るのです。

更に、現在IFRSにおける金融商品会計の中心的存在である国際会計基準書 (IAS) 39号「金融商品：認識及び測定」の改訂プロジェクトが進行しており、損失事象が発生しなくても期待キャッシュ・フローが不利な方向へ変動すれば減損を認識するというモデルが提案されています^{※5}。この新しいモデルでは、損失事象の発生の有無にかかわらず、常に与信先からの将来キャッシュ・フローを意識しなければならなくなります。

なお、金融機関が中小企業向け与信からの将

来キャッシュ・フローを見積もるに当たっては、中小企業の精緻な経営改善計画の入手が前提となります。金融機関にとっては、まず中小企業向け与信からの期待キャッシュ・フローを分析するための手間とコストの増加が予想されますし、与信先の中小企業に対して精緻な経営改善計画策定を促す、あるいは支援するためのコスト、外部の専門家を利用する場が増え、調整業務が増加することによるコスト、更に中小企業自身のキャッシュ・フローに影響を及ぼす事象がないかどうか、情報収集に係るコストの増加が予想されます。

このことは、中小企業にとっては精緻な経営計画を策定する意思と能力、自身のキャッシュ・フローに対する意識を高めていく必要が生じるということを意味します。

これまで述べてきましたように、大半の中小企業にとって、当面IFRSの強制適用が導入されても決算への直接的な影響はありませんが、上場企業とのビジネスや、金融機関からの資金調達を通じて間接的な影響は想定されます。また、ほとんどの金融機関にとってはIFRSの適用は直接与信行動に影響を与えられず、よって、早いうちからIFRSに対する理解を深め、自社に直接的・間接的な影響がどの程度あるのかを把握し、それに対する準備を行っておくことは、経営上重要なことであると思います。

■

※5 2009年11月に公開草案が公表されており、2010年中にIAS39号の刷新とともに導入予定です。なお、公開草案の内容は、IASBのホームページ (<http://www.iasb.org/>) 参照。

(いなば のぶこ)

1989年東京大学経済学部卒、2007年早稲田大学大学院ファイナンス研究科修了 (MBA)、早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程在学中。金融庁検査局での2年間の勤務をはさみ、新日本監査法人に12年間勤務後、2005年独立開業、2007年より金融会計アドバイザー業務を行う株式会社PAS (<http://www.pas-inc.co.jp>) 代表取締役、2009年よりIFRS対応アドバイザー業務を行う株式会社東京国際会計 (<http://www.t-ias.co.jp>) 代表取締役。日本証券アナリスト協会検定会員。本稿内容に対するお問い合わせは筆者まで (e-mail: inaba@t-ias.co.jp tel: 03-3272-4010)。